

## 砺波市農業委員会 10月総会議事録

開催日時 令和7年10月7日（火）午後2時

開催場所 砧波市役所 3階 小ホール

出席した委員 26名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	19番	中村 栄克
5番	林 政樹	20番	満保 雅春
6番	前野 久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	館 和香子	24番	山本 渉
11番	樋掛 雅彦	25番	小幡 直也
12番	田嶋 和樹	26番	源通 一郎
13番	森田 修	27番	齋藤 徹
14番	松浦 正一	28番	片山 雅喜
15番	飯田 輝一	29番	水野 勢津子

欠席した委員 3名

4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
7番	石田 智久		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	小西 啓介	主幹	横山 匡英	主任	深尾 芽生
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

## 付議案件

### 議事

- 1) 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請  
に対し意見決定について
- 3) 議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

### 報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

### その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会10月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。お忙しい中出席いただきありがとうございます。  
さて、7月にみなさまに手伝っていただき耕作放棄地解消のためのひまわりの作付けを行いました。残念ながら天候等の影響からあまりうまく咲きませんでしたが、作付け後の片付けとして草刈りや整地を行い所有者の方へ返還しましたことをご報告いたします。

また、本日の総会終了後に若干の時間を設けて、各地区での地域計画のプラッシュアップのための話し合いについて、協議したいと思います。農協の各支店ごとに集まって日程や進め方をお話ししたいと思いますのでご協力お願いします。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名の出席をいたしております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号1番 西原 登委員・議席番号2番 堀田 敬三委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、譲受人の祖父である譲渡人の農地を引き継ぎ、今後農業経営を行うため、譲り受けます。

番号2は、移住のため購入した空き家とあわせて譲り受け、畠として利用します。

番号3は、自宅に近い申請地を譲り受け、畠として利用します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明がありました「議案第23号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 2番について、元は地元に居住してた譲渡人が近年引っ越しされ、住居が空き家となっていましたが、市外の方が購入され転居することとなりました。その際、住居の近くに譲渡人が畠として利用していた農地があり、譲受人が引き継いで畠として利用したいことであわせて所有権移転することで合意されたものです。ご承認よろしくお願ひします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 3番について、申請地は從来から畠として利用されており、昨年からは近くに居住する譲受人が家庭菜園として利用しています。譲渡人は高齢で今後農地の耕作や管理等を行える見込みがなく、譲受人が引き続き家庭菜園として活用していく見込みであることから、この際譲渡の話がまとまりましたものです。ご承認よろしくお願ひします。

川邊委員 1番について、譲渡人が高齢になり農地の引き継ぎについて考えていた  
(議長) ところ、孫である譲受人が今後農業に携わりたいという希望があったため、  
生前贈与することで話がまとまりました。ご承認よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第23号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第24号 農地法第5条第1項の規定による所有権  
移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページから3ページをお願いします。  
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。  
農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請者は、不動産業等を営んでおり、生活及び交通の利便性が高い申請地において、注文分譲住宅地を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。  
申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。  
農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請者は、中古車販売業を営んでおり、申請地から市道を挟んだ西側にある実家を事務所として使用しています。これまで中古車は、鷹栖地区の借地を利用し駐車していましたが、この度、返還を求められ、新たに申請地で事業用の駐車場を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。申請者は、店舗兼事務所の近郊の空き家敷地を活用して、モデルハウスを計画しています。面積が不足するため、隣接農地を活用します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長　　ただ今、事務局より説明がありました「議案第24号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員　　（「はい」の声あり）

議長　　源通委員、どうぞ。

源通委員　1番について、場所は砺波西廻りバイパスのすぐそばにあり、交通の便や商業施設が近郊に多いなどいろいろと条件の良い場所です。注文住宅の分譲地の造成を全部で33区画計画しています。出町小学校校区で住宅用地の問い合わせが多く需要があるため今回の申請となりました。ご承認よろしくお願いします。

委員　　（「はい」の声あり）

議長　　松原委員、どうぞ。

松原委員　3番について、6月の総会で農振除外の審議をいただいた案件です。事業所に近い宅地にモデルハウスを建築する際に面積が不足することから、隣接する面積の小さい農地を取得し一体利用するものです。ご承認よろしくお願いします。

川邊委員  
(議長)　2番について、今回の申請地に隣接する農地について、申請地の下側に農地がありますが、下側に水が入るように東側から取り入れ水路を設け、整備される予定です。また、排水については、北西の道路淵に排水があり、そちらの方に流れるように排水対策をとります。土地改良区、用水土地改良区、隣接農業者等関係者の了解を得ておりますので、ご承認よろしくお願いします。

議長　　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第24号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして「議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをお願いします。  
相続税の納税猶予制度は、亡くなった所有者が耕作していた、又は利用権設定等により貸し付けていた農地について、農地として終身利用することを条件に相続税の納税が猶予されるものです。制度の適用を受けるためには、農業委員会から交付される相続税の納税猶予に関する適格者証明書を添付して税務署に申告し、審査を受ける必要があります。  
この議案は、制度の適用条件である対象農地が所有者により耕作されていた、又は利用権設定等により貸し付けされていたか等について確認し、証明してよろしいか伺うものです。

(議案書全件朗読)

提出された書類を審査し、確認いたしましたところ、記載事項に誤りはなく、相続税の納税猶予適格者であると考えられます。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明がありました「議案第25号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 今回は市街地に近い農地についてですが、例えば自分のように市街地から遠い農地を所有し耕作を委託している場合でも亡くなったときにこの制度の適用を受けることができるのでしょうか。また、納税猶予はいつまで猶予されるものでしょうか。相続人が亡くなるまで猶予されるのでしょうか。

事務局 適切に利用権設定の手続きがされ、耕作されている農地であれば制度を利用できます。ただ、たいていの方は相続税がかかるまでの評価額にはな

らないことが多いです。市街地の方だと農地以外の宅地等と評価額を合わせたら相続税が課税される額を超える場合が多く、納税猶予制度を使われることが多いような傾向があります。

納税の猶予期間については、相続された方が農地として使い続ければ猶予され続け、亡くなるまでその状態が継続されれば猶予されていた相続税の納税が免除となります。ただし、途中で宅地に転用するなど農地として利用されなくなる場合は、その時点で猶予されていた相続税を納税することとなります。

議長　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。  
ただ今の「議案第25号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。

事務局　(報告第1号・第2号説明)

議長　ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。  
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。  
これにて閉会いたします。

(閉会14：25)